



長野県報

3月30日(月)
平成21年
(2009年)
第2053号

目次

規 則

長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則(生活文化課).....	2
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則(情報公開・私学課).....	2
長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則(障害福祉課).....	5
長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則(医療政策課).....	5
保健所管理規則及び長野県収入証紙規則の一部を改正する規則(医療政策課).....	6
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(健康づくり支援課).....	7
財務規則の一部を改正する規則(会計課).....	7
長野県短期大学学則の一部を改正する規則(教育総務課).....	7
長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程(経営企画課).....	8
長野県信濃美術館規則の一部を改正する規則(文化財・生涯学習課).....	8
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課).....	8

告 示

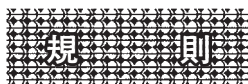
平成21年3月31日市町村合併に伴う人口(情報統計課).....	9
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部改正(財政課).....	9
身体障害者補助犬給付要綱の一部改正(障害福祉課).....	9
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課).....	9
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(生活排水課).....	9
長野県中小企業高度化資金貸付規程の一部改正(経営支援課).....	10
長野県農業改良資金貸付規程の一部改正(農村振興課).....	10
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(5件)(道路管理課).....	10
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	12
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(6件)(砂防課).....	12
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(6件)(砂防課).....	13
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(6件)(砂防課).....	14
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(6件)(砂防課).....	16
広域連合の規約の変更の許可(2件)(市町村課).....	18
職員の任用に関する細則の一部改正(人事委員会事務局).....	19

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室).....	20
一般競争入札(広報課).....	20
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課).....	21
一般競争入札(産業政策課).....	21
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業政策課).....	22
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(5件)(農地整備課).....	23
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく第2期特定鳥獣保護管理計画の公表(森林づくり推進課野生鳥獣対策室).....	23
土地区画整理組合の設立の認可(2件)(都市計画課).....	23
都市計画事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....	24
開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....	24
特定調達契約に係る一般競争入札(病院事業局).....	24
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(事業課).....	25
一般競争入札(特別支援教育課).....	26

訓令

長野県統計調査調整規程の一部改正(情報統計課・教育委員会事務局教育総務課)	26
平成21年3月31日付けで別に人事通知書を交付されない者について(義務教育課)	27
長野県立高等学校における兼務に関する規程の一部改正(高校教育課)	27
正誤(人事課)	27
(情報公開・私学課)	27



長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第16号

長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則

長野県文化会館管理規則(昭和57年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「5,400円」を「5,700円」に、「3,800円」を「4,000円」に、「5,800円」を「6,200円」に、「6,800円」を「7,500円」に、「4,800円」を「5,300円」に、「7,400円」を「8,200円」に、「8,600円」を「9,300円」に、「6,100円」を「6,600円」に、「9,300円」を「10,100円」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

生活文化課

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月30日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第17号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成4年長野県規則第31号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則

第1条中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「」第66条」を「。以下「法」という。」第1条」に改め、「引受けの」を削る。

第2条の見出し中「引受け」を「公益信託」に改め、同条中「公益信託の引受けをしよう」を「法第2条第1項の許可を受けよう」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「信託行為」の次に「(信託法(平成18年法律第108号)第2条第2項に規定する信託行為を

いう。以下同じ。)」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 信託財産(信託法第2条第3項に規定する信託財産をいう。以下同じ。)に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類

第2条第4号を削り、同条第5号中「2年間」を「信託の引受けが行われる日の属する信託事務年度及び翌信託事務年度(信託事務年度の定めがない信託にあっては、信託の引受け後2年間)」に改め、「これに伴う」を削り、同号を同条第4号とし、同条第6号中「委託者」の次に「(信託法第2条第4項に規定する委託者をいう。以下同じ。)」を、「受託者」の次に「(同条第5項に規定する受託者をいう。以下同じ。)」を加え、「法人」を「これらの者が法人である場合に」、「主たる」を「及び主たる」に、「及び主たる業務を記載した」を「を記載した書類並びに定款又はこれに準ずる」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「置く」を「指定する」に、「に就任を予定されている」を「となるべき」に、「法人」を「その者が法人である場合に」、「主たる」を「及び主たる」に、「及び主たる業務を記載した」を「を記載した書類並びに定款又はこれに準ずる」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「に就任を予定されている」を「となるべき」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号を同条第8号とする。

第3条中「公益信託の引受けを許可された」を「法第2条第1項の許可を受けた」に、「速やかに前条第3号の財産目録記載」を「遅滞なく、前条第3号」に改め、「及び信託行為の謄本」を削る。

第4条中「事業年度(事業年度)」を「、毎信託事務年度(信託事務年度)」に、「翌年度」を「当該信託事務年度」に改める。

第5条の見出しを「(事業報告書等の提出)」に改め、同条中「事業年度」を「毎信託事務年度」に改め、「の各号」を削り、同条第1号及び第2号中「事業年度」を「信託事務年度」に改め、同条第3号中「事業年度末現在の財産状況」を「信託事務年度の財産目録」に改める。

第14条及び第15条を削る。

第13条第1項中「信託法第67条及び第69条第1項」を「法第3条及び第4条第1項」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条を第28条とする。

第12条の見出し中「等」を削り、同条中「その事務所」を「信託事務を行う事務所」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「及び運営委員会等の構成員の名簿及び」を「の」に、「その主たる業務を記載した書類」を「その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又はこれに準ずる書類」並びに「運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書」に改め、同条を第27条とする。

第11条の見出しを「(受託者の氏名等の変更の届出)」に改め、同条第1項中「の各号に掲げる事由が生じたときは、速やかに書面をもって」を「に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を」に、同項第1号中「法人」を「その者が法人である場合」に改め、「に変更があったとき。」を削り、同項第2号中「構成委員」を「構成員」に改め、「に変更があったとき。」を削り、同条第2項中「第2条第7号又は第8号」を「第2条第6号又は第7号」に改め、同条を第26条とし、同条の前に次の4条を加える。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第22条 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求)

第23条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、解任請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 信託管理人の解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新たな信託管理人の選任の請求)

第24条 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、選任請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第6号に掲げる書類

(信託の終了の命令の請求)

第25条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了の命令を請求しようとするときは、終了命令請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 信託の終了の命令を請求する理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 残余財産の処分の見込みに関する書類

第10条中「第8条第1項及び第72条」を「第123条第4項又は第258条第6項及び法第8条」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「選任」を「信託管理人の選任」に改め、同条第2号中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改め、同条を第21条とし、同条の前に次の5条を加える。

(信託財産管理命令の請求)

第16条 利害関係人は、信託法第63条第1項及び法第8条の規定により信託財産管理命令(信託法第63条第1項に規定する信託財産管理命令をいう。以下この条において同じ。)を請求しようとするときは、信託財産管理命令請求書に次に掲げる書類を添えて知

事に提出しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
 - (2) 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
 - (3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
- (保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第17条 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定により信託法第66条第4項各号に掲げる行為(以下この条において「保存行為等」という。)の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- (2) 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者又は信託財産法人管理人の辞任の許可の申請)

第18条 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項中「信託財産管理者」とあるのは、「信託財産法人管理者」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者又は信託財産法人管理人の解任の請求)

第19条 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、解任請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 信託財産管理者の解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項中「信託財産管理者」とあるのは、「信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の請求)

第20条 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定により信託財産法人管理命令(信託法第74条第2項に規定する信託財産法人管理命令をいう。以下この条において同じ。)を請求しようとするときは、信託財産法人管理命令請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 受託者の死亡の事実を記載した書類
- (2) 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

第9条の見出し中「受任者」を「新たな受任者」に改め、同条中「第49条第1項及び第72条」を「第62条第4項及び法第8条」に、「新受託者」を「新たな受託者」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「事実又は理由」を「事由」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
第9条に次の1号を加える。

(3) 新たな受託者となるべき者に係る第2条第5号に掲げる書類及び就任承諾書
第9条を第15条とする。

第8条中「、その相続人」を削り、「第47条及び第72条」を「第58条第4項及び法第8条」に改め、「知事に対し」及び「の各号」を削り、同条第1号中「解任」を「受託者の解任」に、「事由」を「理由」に改め、同条第2号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

(検査役の選任の請求)

第13条 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、選任請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 検査役の選任を請求する理由を記載した書類
(2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類

第7条中「信託法第71条」を「法第7条」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「事由」を「理由」に改め、同条第2号中「信託財産及び収支の現況」を「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務(信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下同じ。)の状況」に改め、同条第3号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第12条とし、同条の前に次の4条を加える。

(信託の変更の許可の申請)

第8条 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
(2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
(3) 信託法第149条に規定する関係当事者の合意等が必要な場合
にあっては、その合意等を証する書類
(4) その他知事が特に必要と認める書類

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第9条 受託者は、法第6条の規定により信託の併合(信託法第2条第10項に規定する信託の併合をいう。以下この条において同じ。)の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
(2) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
(3) 信託法第151条に規定する関係当事者の合意等が必要な場合
にあっては、その合意等を証する書類
(4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告

をしたことその他同法に定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

(5) その他知事が特に必要と認める書類
2 第2条第3号、第4号、第6号及び第7号の規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第4号中「信託の引受け」とあるのは、「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第10条 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割(信託法第2条第11項に規定する吸収信託分割をいう。以下この条において同じ。)の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
(2) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

(3) 信託法第155条に規定する関係当事者の合意等が必要な場合
にあっては、その合意等を証する書類

(4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告
をしたことその他同法に定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(5) その他知事が特に必要と認める書類
(新規信託分割の許可の申請)

第11条 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割(信託法第2条第11項に規定する新規信託分割をいう。以下この条において同じ。)の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
(2) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

(3) 信託法第159条に規定する関係当事者の合意等が必要な場合
にあっては、その合意等を証する書類

(4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告
をしたことその他同法に定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

2 第2条第3号、第4号、第6号及び第7号の規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第4号中「信託の引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

第6条の見出しを「(特別の事情が生じた場合の信託の変更に係る書類の提出)」に改め、同条第1項中「信託条項の変更について、信託行為の規定により知事の認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて」を「法第5条第1項の特別の事情が生じた」と認めるときは、次に掲げる書類を」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
(2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
(3) その他知事が特に必要と認める書類

第6条第2項中「信託条項の変更が、」を「信託の変更が」に、「は、前項」を「にあっては、同項」に、「その変更に係る第2条第3号から第5号までに掲げる書類」を「変更後の事業計画書及び収支予算書」に改め、同条を第7条とし、同条の前に次の1条を加え

る。

(公告)

第6条 受託者は、法第4条第2項の規定により、前条の書類を提出した後、遅滞なく、前信託事務年度の信託事務及び財産の状況を公告しなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(信託の終了の報告等)

第29条 受託者は、信託が終了したときは、遅滞なく、信託の終了事由を記載した書類を知事に提出しなければならない。

2 信託法第177条に規定する清算受託者は、信託の清算が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
 - (2) 信託の清算終了時における財産目録
 - (3) 残余財産の処分に関する書類
- 別記様式を次のように改める。

(別記様式)(第28条関係)

(表)

第 号
知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則第28条第2項の規定による検査員の証 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 写 真 押出スタ ンプ </div> <div style="text-align: right;"> 所 属 職 名 氏 名 年 月 日生 年 月 日交付 年 月 日限り有効 </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 長野県知事 回 </div>

(裏)

公益信託ニ関スル法律抜粹

第3条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス
 第4条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則抜粹

第28条 知事は、必要があると認めるときは、法第3条及び第4条第1項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして公益信託の業務の処理について実際に検査させることができる。

2 前項の規定により検査する場合には、当該職員は、別記様式による検査員の証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

情報公開・私学課

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第18号

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則(昭和49年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第17条中「別表の5」を「別表の6」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

障害福祉課

長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第19号

長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則

長野県看護専門学校管理規則(昭和39年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

目次中「進級及び」を削る。

第5条第3項第1号中「15時間」の次に「、20時間」を加え、同条第4項第3号中「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」を「社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」に改める。

第5条の2第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 各科目ごとに授業時間の3分の1を超えて欠席した者は、当該科目について成績審査を受けることができない。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 卒業

第13条の見出し中「進級及び」を削り、同条第1項中「進級又は」を削り、「次の各号に掲げる」を「欠席日数が当該学年の所定の授業日数の3分の1を超える」に改め、同項各号を削る。

別様第2を次のように改める。

(別表第2)(第5条関係)

	科 目	単位数(時間数)
基礎分野	哲学	1 (30)
	論理学	1 (30)
	社会学	1 (30)
	情報統計学	1 (30)
	看護物理学	1 (15)
	心理学	1 (30)
	生物学	1 (15)
	教育学	1 (30)
	人間関係論	1 (30)
	英語 I	1 (30)
	英語 II	1 (30)
	体育	1 (30)
音楽表現	1 (30)	

専 門 基 礎 分 野	形態機能学Ⅰ	1 (30)
	形態機能学Ⅱ	1 (30)
	形態機能学Ⅲ	1 (30)
	形態機能学Ⅳ	1 (30)
	生化学	1 (15)
	病理学	1 (15)
	疾病と治療論Ⅰ	1 (20)
	疾病と治療論Ⅱ	1 (30)
	疾病と治療論Ⅲ	1 (30)
	疾病と治療論Ⅳ	1 (30)
	疾病と治療論Ⅴ	1 (30)
	疾病と治療論Ⅵ	1 (30)
	疾病と治療論Ⅶ	1 (30)
	治療論Ⅰ	1 (30)
	治療論Ⅱ	1 (30)
	看護栄養学	1 (15)
	保健医療論Ⅰ	1 (15)
	保健医療論Ⅱ	1 (15)
社会福祉論Ⅰ	1 (15)	
社会福祉論Ⅱ	1 (15)	
関係法規Ⅰ	1 (15)	
関係法規Ⅱ	1 (15)	
専 門 分 野 I	看護学概論	1 (30)
	基礎看護技術Ⅰ	1 (15)
	基礎看護技術Ⅱ	2 (45)
	基礎看護技術Ⅲ	1 (15)
	生活の援助技術Ⅰ	1 (20)
	生活の援助技術Ⅱ	1 (30)
	生活の援助技術Ⅲ	1 (30)
	臨床看護総論	1 (30)
	看護過程	2 (45)
	看護研究の基礎	1 (15)
	事例演習	1 (30)
	看護研究	1 (15)
基礎看護学実習Ⅰ	1 (45)	
基礎看護学実習Ⅱ	2 (90)	
専 門 分 野 II	成人看護学概論	1 (30)
	成人援助論Ⅰ	1 (30)
	成人援助論Ⅱ	1 (30)
	成人援助論Ⅲ	1 (30)
	成人援助論Ⅳ	1 (30)
	成人援助論Ⅴ	1 (30)
	老年看護学概論	1 (30)
	老年援助論Ⅰ	1 (30)
	老年援助論Ⅱ	1 (30)
	老年援助論Ⅲ	1 (15)
	小児看護学概論	1 (30)
	小児援助論Ⅰ	1 (30)
	小児援助論Ⅱ	1 (30)
	小児援助論Ⅲ	1 (15)
	母性看護学概論	1 (30)
	母性援助論Ⅰ	1 (15)
	母性援助論Ⅱ	1 (30)
	母性援助論Ⅲ	1 (30)
	精神看護学概論	1 (30)
	精神援助論Ⅰ	1 (30)
	精神援助論Ⅱ	1 (30)
	精神援助論Ⅲ	1 (15)
	成人看護学実習Ⅰ	2 (90)
	成人看護学実習Ⅱ	2 (90)
成人看護学実習Ⅲ	2 (90)	
老年看護学実習Ⅰ	1 (45)	
老年看護学実習Ⅱ	1 (45)	
老年看護学実習Ⅲ	2 (90)	
小児看護学実習Ⅰ	1 (45)	
小児看護学実習Ⅱ	1 (45)	
母性看護学実習	2 (90)	
精神看護学実習	2 (90)	

統 合 分 野	在宅看護概論	1 (30)
	在宅援助論Ⅰ	1 (30)
	在宅援助論Ⅱ	1 (15)
	在宅援助論Ⅲ	1 (15)
	家族看護論	1 (15)
	総合看護Ⅰ	1 (15)
	総合看護Ⅱ	1 (30)
	総合看護Ⅲ	1 (30)
	総合看護Ⅳ	1 (15)
	在宅看護実習	2 (90)
統合実習	2 (90)	
合計		103 (3,025)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に長野県須坂看護専門学校(修業年限が3年のものに限る。)の第2学年又は第3学年に在学する者の履修すべき科目並びに各科目別の単位数及び時間数については、この規則による改正後の長野県看護専門学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医療政策課

保健所管理規則及び長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第20号

保健所管理規則及び長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

(保健所管理規則の一部改正)

第1条 保健所管理規則(昭和39年長野県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「保健所条例(昭和39年長野県条例第34号。以下「条例」という。)第4条」を「保健福祉事務所の設置に関する条例(平成20年長野県条例第50号)第4条第4項」に改める。

(長野県収入証紙規則の一部改正)

第2条 長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の2の(11)を削り、同2の(12)を同2の(11)とし、同2の(13)から(25)までを1ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

医療政策課

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第21号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和43年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号。第4条及び第5条において「政令」という。)」を削る。

第2条第1項中「150万円」を「147万円」に改め、同条第3項中「基づく保護」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定に基づく支援給付」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

健康づくり支援課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第22号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第75条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる経費について、当該各号に定める場合は、この限りでない。

- (1) 経費の性質上常時必要とする経費(以下「常時所要の経費」という。) 予算執行者が前途資金の3分の2以上の金額を支払済みであると認めるとき
- (2) 政令第161条第1項第13号から第15号までに掲げる経費 資金前渡職員名義の当該経費専用の預金口座から自動振替の方法により支払をするとき

第78条第1項及び第2項中「常時所要の」を「第75条各号に掲げる」に改める。

別表第1の11中「佐久教育事務所 上田教育事務所 伊那教育事務所 飯田教育事務所 松本教育事務所 長野教育事務所」を「東信教育事務所 南信教育事務所 中信教育事務所 北信教育事務所」に、「飯山照丘高等学校 飯山北高等学校 飯山南高等学校 飯山高等学校 下高井農林高等学校 中野高等学校」を「飯山北高等学校 飯山高等学校 下高井農林高等学校」に、「木曾高等学校 木曾山林高等学校」を「木曾高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

会 計 課

長野県短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月30日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第23号

長野県短期大学学則の一部を改正する規則

長野県短期大学学則(昭和36年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の専門開放科目の項中「日本語の歴史2 文学の発生2」を「日本語の歴史2」に改める。

別表第1の2中「国際文化研究2 比較文化2」を「比較文化2」に、「日米関係史2」を「現代アメリカ社会論2 日米関係史2」に、「日本文学概論2 日本古代文学史2 日本中世文学史2」を「民俗学の世界2 日本文学概論2」に、「日本現代史2」を「日本語コミュニケーション2 日本現代史2」に、「古代文学基礎演習2 近世文学基礎演習2」を「民俗学基礎演習2 古典文学基礎演習2」に、「日本近代文学史2 文学の発生2 メディアと表現文化2」を「日本古典文学史2 日本近代文学史2」に、「古代文学演習2 近世文学演習2 近代文学演習2 日本の近代文学2」を「古典文学演習2 日本の近代文学2 近代文学演習2」に、「日本語演習2 日本語コミュニケーション2」を「メディアと表現文化2 日本語演習2 記録文化論2 記録資料史2」に、「地域とことば2」を「地域とことば2 信濃の民俗2」に改め、同2の生活科学科健康栄養専攻の項中「衣服の機能とデザイン(被服学を含む。)2 生活と経済(家庭経済学を含む。)2」を「環境生理学(被服学を含む。)2 生活と消費経済(家庭経済学を含む。)2」に、「アパレル環境実習(被服製作を含む。)1」を「環境生理学実習(被服製作を含む。)1」に改め、同2の生活科学科生活環境専攻の項中「住環境とインテリア(住居学を含む。)2 衣服の機能とデザイン(被服学を含む。)2 生活環境と科学技術2」を「生活環境と健康(住居環境学を含む。)2 生活環境と化学2 環境と経済2 生活と消費経済(家庭経済学を含む。)2」に、「生活環境とアパレル2 生活環境と健康(住居環境学を含む。)2 生活環境と化学2 人間工学実験2 アパレル環境実習(被服製作を含む。)2」を「住環境とインテリア(住居学を含む。)2 環境生理学(被服学を含む。)2」に、「生活環境化学実験2」を「生活環境化学実験2 人間工学実験2 環境生理学実習(被服製作を含む。)2」に、「生活環境とエネルギー2 生活環境と安全2」を「生活環境と科学技術2 消費者教育2 環境ビジネス論2 人間関係論2 生活と法律2 生活環境と安全2 生活環境とアメニティ2 生活環境とデザイン2 生活統計学2」に、「生活環境とデザイン2 生活デザイン演習1 運動生理学2」を「衣環境と人体生理2」に、「調理学実習1 人間関係論2 保育学(実習を含む。)2 生活と法律2 生活と経済(家庭経済学を含む。)2 簿記会計2」を「保育学(実習を含む。)2 調理学実習1」に、「実用英会話I1」を「生活と情報技術III1 生活デザイン演習1 実用英会話I1」に改める。

別表第2の司書に関する科目の項中「図書館資料論2 資料組織概説2」を「資料組織概説2」に、「図書及び図書館史1 図書館特論1」を「図書館特論1」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年3月31日現在在学する者の履修すべき学科目、単位数及び履修方法については、この規則による改正後の長野県短期大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育総務課

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成21年3月30日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山田 隆

長野県公営企業管理規程第1号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第16号中「書類」の次に「のとりまとめ」を加え、同条第23号中「経営及び収支計画」を「経営内容等の調査分析」に改める。

第5条第10号を同条第12号とし、同条第2号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 経営及び収支計画に関すること。
- (3) 業務の状況を説明する書類に関すること。

附 則

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。

経営企画課

長野県信濃美術館規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第9号

長野県信濃美術館規則の一部を改正する規則

長野県信濃美術館規則(昭和44年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条」を「第16条」に改める。

第7条第1項中「第9条」を「第8条」に改め、同条第2項中「第9条」を「第8条」に改め、同項第6号中「第10条第4号」を「第9条第6号」に改める。

第8条中「第13条第3号」を「第12条第3号」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月30日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

長野県公安委員会規則第3号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3の一般国道18号の項中「上田市古里字大畑2022番1地先」を「上田市国分80番6地先」に、「上田市大字小泉2749番5地先」を「上田市小泉2749番5地先」に改め、同表の一般国道403号の項を次のように改める。

一般国道403号	県道長野菅平線との交差点から県道関崎川中島停車場線との交差点まで
	一般国道18号との交差点(千曲市大字杭瀬下45番11地先)から一般国道18号との交差点(千曲市大字稲荷山字境無3847番7地先)まで

別表第3の県道大町明科線の項の次に次のように加える。

県道大町麻績インター千曲線	県道長野上田線との交差点(千曲市大字若宮2番5地先)から一般国道18号との交差点まで
---------------	--

別表第3の県道長野上田線の項を次のように改める。

県道長野上田線	一般国道18号との交差点(千曲市大字八幡字吉野3916番地先)から県道大町麻績インター千曲線との交差点(千曲市大字若宮2番5地先)まで
	県道大町麻績インター千曲線との交差点(千曲市大字上山田901番2地先)から県道上室賀坂城停車場線との交差点まで

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に一般国道18号(上田市国分80番6地先から上田市古里字大畑2022番1地先まで(バイパス)の区間に限る。)、一般国道403号(一般国道18号との交差点(千曲市大字杭瀬下45番11地先)から一般国道18号との交差点(千曲市大字稲荷山字境無3847番7地先)までの区間に限る。)、県道大町麻績インター千曲線又は県道長野上田線(一般国道18号との交差点(千曲市大字八幡字吉野3916番地先)から県道大町麻績インター千曲線との交差点(千曲市大字若宮2番5地先)までの区間に限る。)を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課